# 日本英学史学会 倫理規程

第 1 条　本学会の会員は，性別，地位，所属，経歴等にかかわらず平等であり，会員相互の人権と人格を尊重する。

第 2 条　本学会は，前条の理念に基づいた学会運営を行い，会員一人ひとりが安心して研究・発表できる環境の整備に努める。

第 3 条　本学会は前条を受け，人権や人格の侵害に関する相談及び対応の手続きを以下のように定める。

1．会員は，本学会役員のいずれか，あるいはその複数に対して，E メール等により随時相談することができる。

2．相談を受け，役員会は臨時に倫理調査委員会を設置する。

3．倫理調査委員会は，当該事案について調査を行い，事実関係を明らかにする。

4．侵害が認められた場合には，その程度に応じ，当該会員に対し倫理調査委員会が以下の処分を行う。

「注意」（口頭による注意）

「戒告」（文書による厳重注意）

「会員資格停止」（認定日から半年間）

「除名」

2026 年 4 月 22 日制定